



平成 27 年 8 月 11 日

各 位

上場会社名 藤田エンジニアリング株式会社  
代表者 代表取締役社長 藤田 実  
(コード番号 1770)  
問合せ先責任者 取締役経営管理本部長 須藤 久実  
(TEL 027-361-1111)

### 単元株式数の変更および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成27年8月11日開催の取締役会において、会社法第195条第1項の規定に基づき、下記のとおり単元株式数の変更および定款の一部変更について決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

#### 1. 単元株式数の変更について

##### (1) 変更の理由

投資家の皆様にとって投資しやすい環境を整備し、当社株式の流動性の向上及び投資家層のさらなる拡大を図るとともに、全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、単元株式数の引き下げを行うものです。

なお、今回の単元株式数の変更により、東京証券取引所の有価証券上場規程第 445 条に定める、望ましい投資単位の水準 5 万円以上 50 万円未満の範囲を下回ることが想定されますが、当社といたしましては、今後も引き続き企業価値の向上に努め、望ましいとされる投資単位の水準を上回るよう努力してまいります。

##### (2) 変更の内容

単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

##### (3) 変更予定日

平成 27 年 10 月 1 日(木)

(ご参考)

上記変更に伴い、平成 27 年 10 月 1 日(木)をもって、東京証券取引所における売買単位も 1,000 株から 100 株に変更されることとなります。

#### 2. 定款の一部変更について

##### (1) 定款変更の理由

上記単元株式数の変更によるものであります。

##### (2) 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
(単元株式数) 第 8 条 当会社の単元株式数は、 <u>1,000</u> 株とする。  (新 設)	(単元株式数) 第 8 条 当会社の単元株式数は、 <u>100</u> 株とする。 附則 <u>第 8 条の変更は、平成 27 年 10 月 1 日から効力を生ずるものとする。なお、本附則は効力発生日をもって削除する。</u>

##### (3) 効力発生日

平成 27 年 10 月 1 日(木)

以 上